

長野市農業委員会 第5回総会議事録

- 1 日 時 令和2年6月30日(火)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時00分
- 2 場 所 第1・2委員会室(第一庁舎7階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田 千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽
16番 羽田 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和
19番 吉原 俊夫 20番 松田 光平 21番 酒井 昌之
22番 塚田 厚 23番 和田 修 24番 北原 幸平
25番 北村 正彰
- 4 欠席委員 無
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 村松 昭 事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 小林 達也
事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠
係 長 大前 健 係 長 曾根 明美 主 査 江守 健二
主 事 岡田 悠希
農業政策課
課長補佐 木内 和朋 課長補佐 清水 宗 係 長 小林 博樹
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第47号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第48号 非農地決定について
議案第49号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第16号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第50号 農業法人出資・経営支援審査委員の推薦について
報告第17号 東外環状線建設促進期成同盟会理事の選出について

曾根会長代理 農業委員の皆様には、梅雨空の雨の中、第5回総会に出席いただきありがとうございます。

会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に『農業委員会憲章』をお配りしてございますので、ご覧ください。

起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章1行目の、「長野市農業委員会」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 着席をお願いします。

ただ今から第5回総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を置いておりますので、確認をお願いいたします。

本日の総会につきましては、現在の出席委員は在籍委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。コロナの関係もありますので、会議時間も早く終わるよう皆さまにご協力をお願いしたいと思います。

はじめに挨拶ですが、青木会長よりお願いいたします。

青木会長 みなさん、こんにちは。雨で足元の悪い中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。いよいよ6月も本日にて終わりますけども、善光寺平もほとんど田植えが済みまして緑一色になりました。リンゴ、ブドウ、その他の果実も今のところ順調に成長していると私自身は認識をしております。

会議の前に、私から何点か思っていることを含めてお話をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルスの感染症についてです。緊急事態宣言の解除がなされまして1カ月が経ちました。当市におきましても、1件の感染発生状況がございましたけども、以降、落ち着いているというふうに認識をしております。人が集まる場所で、新しい生活様式を取り入れていく形が着々と定着していると感じております。総会、調査会等の会議や各種研修会、それから農家さん、地権者さんを相手にお話をされる場合等々のときに、ソーシャルディスタンスの確保やマスクの常時携帯等、当面意識をお願いしたいと思います。

また、各地区で人・農地プランの実質化活動の地域会議が開催され始めております。会議の段取りには、3密の意識を持っていただきまして、参加者へのマスクの着用だとか、机の配置だとか、参加者の名簿確認、アルコール等の準備も含めて万全をお願いしたいと思います。

話は変わりますけども、この春のアンズの凍霜害関係の情報が入っております。千曲市の森地区で約6割減というお話を聞いておりますし、私どもの仲間の松代の東条でのお話では、品種平均して約5割減だと聞いております。先週、前農業委員の〇〇さんのお宅に訪問して畑を伺ってまいりました。非常に肩を落としておられまして、以前、松代地区のアンズの生産部会の責任者でおられて、イベントなども計画されていますが、残念ながらそれも今回できなかったということ。それから大事なお客様に対して品物がないということで断りをいれるということで、非常に肩を落とされておりました。これは3月高温で開花が早まり、3月29日に花が咲いたところに降雪があり、その後2、3回遅霜があったということで、まともに遅霜の被害に遭ったということです。〇〇さんのお話では、たまたま果樹共済の年間収入保険に加入されていたということで、今回のケースではこれを適用しようかなと言われておりましたけれど、改めて果樹共済の重要性というのを認識させられたと思っております。それまで現行の果樹共済に対しては、制度に対する不満も農業者にはあることは私も理解しておりますけど、国が果樹農家のために作られた、農家のために作られた共済でございまして、是正するところは是正しながら、加入促進という形で進めていければいいなと思っております。

2つ目ですが、これは各調査会で事務局から説明をいただいたと思っておりますけども、最近ですとゲリラ豪雨とかによって雨や雹の被害が出ております。正直申し上げまして、このゲリラ豪雨というのは、私ども、当然事務局も瞬時に情報をなかなか掴むわけにはいかないというのが現状です。そういった面で農林部として長野市の被害情報を掴むシステムはあるのですが、それをさらに迅速化させるという面で農業委員の皆さん、推進委員の皆さんがたの地域でもし災害が発生しましたら、いち早く事務局に情報を提供していただきたいということで今回、情報の流れについての一部を修正させていただき説明をさせていただきました。この仕組みを余り使いたくはないんですけど、発生した場合は是非この制度を有効に活用し、迅速な対応を行政としてやっていただくような動きにしていきたいと思っておりますので、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

3つ目ですが、私、長野市はよく知っているつもりだったんですけど、今回、私自身の研修のために5つの調査会の現地を大分回ってまいりました。正直言って、長野市は非常に広いというのが第一の実感ですし、地域による特性の差が非常に大きいということも感じました。既に南部地区、西部地区、北部地

区は回らせていただきました。農業委員さんや推進委員さんの皆さん方に案内いただきながら、きめ細かにはあれだったんですけども、ポイントについては大体、理解をしたつもりです。具体的に申し上げますと、長沼地区での復旧事業の実態とか、西山地区は限られた耕作地で限られた人で現状維持をどう進めるかっていうことです。信更地区では耕地整備がまだ未実施の場所もあるとか、篠ノ井塩崎の堤外農地の基盤整備をどうしたらいいかとか。あと、浅川地区で県外から来られた協力隊の若い夫婦が2haのワインブドウを作り始めたというようなことも。特に、中山間地帯の農地のいわゆる荒廃が進んでいるなあと感じました。これにつきましては、早々にそれらの地域の方々の意見を吸い上げて、手を打たなければ致命的なことになってしまうということも肌で感じましたので、これについては、また具体的に役員会なり農業委員会の皆さんがたを含めてお願い申し上げまして、何らかの形で10月の市長部局との懇談会だとか、人・農地プランの実質化の話の中で具体的な形で施策として反映できればいいなと思っていますので、ぜひご協力をお願いいたします。

今日の議題は農地法が中心ですが、それほど大きな課題としてはないと理解をしておりますけども、いずれにしても効率よく会議を進めていきたいと思っているので、皆さん方に改めてお願い申し上げまして、私の挨拶と代えさせていただきます。

曾根会長代理

続きまして、村松事務局長より、挨拶を含め報告をお願いします。

村松事務局長

ご多用中、農業委員の皆さまには第5回総会に全員の出席を賜りありがとうございます。私から何点か行政報告ということでさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルスの関係ですが、市内の感染状況は、先ほども会長からもありましたとおり、5月12日に陽性確認された18例目後、新たな感染例が1か月間余り確認されなかったのですが、6月18日に新たに女性1名の感染確認をされ、市内では16例目を確認しているところです。6月1日から小中学校も再開されましたが、長野びんずる祭りとか、来春予定しておりました善光寺のご開帳、また夏の高校野球の甲子園大会が中止、延期となりまして、飲食店、観光宿泊業等をはじめ、さまざまな経済活動に影響が出ている状況でございます。

さて、6月市議会定例会は6月4日から6月19日まで開会されましたが、一般質問では新型コロナウイルス関係の対応質問が多く寄せられたところでございます。補正予算につきましては、被災農業用機械や施設復旧支援のための経費としまし

て、農業費補正 4 億 4,000 万余りを追加しまして、昨年度の予算措置分を合わせると、約 50 億円余りということになります。地域経済の回復に向けては、推し店プラチナチケットということで、額面 5,000 円のを販売価格 3,000 円ということで、2,000 円お得になるわけですが、こちらのチケットは飲食店で使えるチケットということで、8 月から 12 月 31 日まで使用可能のチケットです。そういった発行補助経費などが議決されたところでございます。長野県においても県民を対象とした地域観光クーポン券なども 6 月 26 日から販売が開始されているところでございます。また議会の会期中、6 月 12 日は農林業振興対策特別委員会ということで、本日出席の松田委員が委員長を務めておりますけれども、開催されまして、人・農地プランについての調査事項もされたところでございます。先ほど、会長からもありましたとおり、毎回申し上げております感染防止の 3 つの基本としまして、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、3 密を避けるということで、新たな生活様式を実践する。また、こまめな水分補給で熱中症対策もお忘れなくお願いしたいと存じます。

2 点目になりますけれども、今年の台風 19 号による被災農地復旧の進捗状況ですが、長沼地区の堤内地から篠ノ井の堤外地まで、約 344ha の土砂撤去が概ね完了しております。経費につきましては、農地復旧事業費として昨年度分を含めまして約 80 億円余りということです。一方、6 月 23 日、農業新聞に掲載されておりました県が実施した堆積土の成分調査結果では、営農に利用できるということですが、堆積土砂の排出はほぼ完了してございますので、その土を欲しいと言われても現在は対応できないという状況です。それから市農業公社が実施しているアンケートに基づく被災農地のマッチング状況ですけれども、貸出希望農地 34.82ha のうち、借受希望が 16.48ha ということで、口頭による内諾を含んだ数字ということで、今のところ約半分ぐらいの借り受け、マッチングができていているという状況でして、引き続き、農業委員、推進委員の皆さんのご支援をお願いするところでございまして、併せて人・農地プランの推進につきましても地域のコーディネーターとして引き続き、ご支援をお願いしたいと思います。

3 点目になりますけれども、現在、長野市では長期戦略 2040 という計画を立て、昨年度から長野地域の経済基盤の底上げを目標として、庁内プロジェクトチームと 4 名の戦略マネージャーということで民間の方の発表がありまして、20 年後の本市のあるべき姿を描き、商工業、農林業、観光など既存産業の強化

から新たな産業の創出までということで、プロジェクトを現在立ち上げたところです。農業分野のプロジェクトでは、①として長野農家アワード、②としてスマート農業の推進、③としてプレミアム価格獲得ということで、ブランド化ということで今後、具体的事業に力を入れて動き出す予定でございます。

6月11日から梅雨に入りまして、大雨による河川の増水等、今年の台風災害から心配が尽きませんが、委員各位には自身の健康管理には十分気を付けられ、農作業また委員活動に従事していただきたいと存じます。本日の協議事項は議案8件、報告4件でございます。慎重審議をお願い申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

曾根会長代理 続きます議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をいただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 規定によりまして議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。

最初に議事録署名人の指名ですが、議席番号11番、佐藤太吉委員と、議席番号12番、小滝愛子委員にお願いします。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとの申出はありませんでしたが、ここで再確認いたします。本日の議案案件の中に委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申出ください。

【該当者なし】

議長 なしと確認をいたします。

次に、議案の訂正等の報告をお願いします。農地法等に関する事項について、事務局よりお願いします。

事務局 江守主査 1点、訂正がございます。皆さまのお手元に第5回総会農地法等議案訂正票（総会用）をお配りさせていただきましたが、第5回総会農地法等議案の5ページをご覧ください。農地法第5条の案件があるんですが、番号3番の削除をお願いいたします。削除理由といたしましては、申請が取り下げられたためとなっております。以上です。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案を説明させていただく前に、青木会長から冒頭、ご挨拶をいただきました「農地のつぶやき」にも記載をしていただいておりますとおり、農地法等の議案につきましては個人情報流出防止のため、定期的に回収をさせていただいております。今月はその回収月となっております、地区調査会でも回収をさせていただきましたが、本日も不要な資料をお持ちの方はお預かりをさせていただきますので、提出いただきますよう、お願いをいたします。

それでは、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を申し上げます。第5回総会農地法等議案資料の1ページをご覧ください。番号1番から2ページの7番までの7件です。内容は所有権移転案件が5件、賃貸借権設定案件が1件、使用貸借権設定案件が1件となります。また、2ページの5番と、同じく2ページの6番、7番は関連がありますが、計3件は農家創設案件となります。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認をしたところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本議案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは1番から7番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から、1番から3番をお願いします。

関 地区調査会長 3件には、地域との調和要件等に支障を生じる恐れがないもののため、調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から4番、お願いします。

村田地区調査会長 4番は、有償による所有権移転です。地区調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たすため問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から5番から7番、お願いします。

北村地区調査会長 5番、6番、7番は農家創設ということで、5番は、勤めながらお父さんの手伝いをして農業をやってきた方が、長芋とアンズを専門的に作っていきたいという意欲ある方ということです。6番、7番については同じ方ですが、東京に住んでおり

まして、娘さんがこちらの川田のほうにいるということで、定年退職して、そちらに家を買って住んだと。そこに農地があったということで、食べるものについて自分で作っていこうという意欲がある方ということで、調査会でもいろいろ話を聞きましたが、この2人の方につきましては、許可条件に適しているということで問題ないと判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第43号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認しましたので、議案第43号は全て許可と決定いたしました。

続きまして、議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について、説明申し上げます。議案の3ページをご覧ください。番号1番から4ページの4番までの4件です。1番は山間部の急傾斜地に建てられたお墓が土砂崩れや倒木により管理が困難なことから、墓地の移転とそれに伴う取付け道路設置の転用案件です。2番は農業用施設の建築及び通路設置の転用案件で、農振除外が令和2年6月5日に行われております。3番は農業用の倉庫と作業棟の建築及び駐車場設置の転用案件で、こちらも農振除外が令和2年6月5日に行われております。4番は住宅敷地の拡張に伴う転用案件です。以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月、ご審議いただき、許可すべきものとして県に進達いたしました2件の案件につきましては、全て許可済みとなっております。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から4番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに西部地区調査会長から、1番をお願いします。

岡村地区調査会長 1番は、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。

- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から2番をお願いします。
- 村田地区調査会長 2番ですが、篠ノ井小松原の畑3筆、504 m²を農業用施設とその通路として転用するものです。許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長から3番と4番をお願いいたします。
- 北村地区調査会長 3番は、農業用倉庫とそれに付随する駐車場の設置ということですが、いろいろ説明聞きましたけど問題がないということと、4番につきましては、松代豊栄の皆神山の頂上に神社があるんですけど、そこの宮司さんということで、敷地の拡張ということで、これも両方とも農地に影響がないということで問題ないと判断しました。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手してお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようですので採決に入ります。議案第44号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成を確認いたしましたので、議案第44号は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。
- 小林事務局長補佐 続きまして、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題にいたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
- 議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明を申し上げます。議案の5ページをご覧ください。番号1番から7ページの11番までですが、本日の議案修正で報告をさせていただきましたとおり、3番は取り下げのため削除となりましたので、案件は10件となります。1番は昨年の東日本台風で被災した工場の復旧工事を行うために従業員の駐車場が不足となることから、臨時駐車場設置の1年間の一時転用案件です。2番は木材チップの加工製造に用いる原木を乾燥させるために必要な木材置き場設置の転用案件です。農振除外が令和2年6月5日に行われております。6ページをご覧ください。4番は自己用駐車場設置の転用案件です。5番は自己用住宅建築の転用案件で、市街化調整区域での建物建設のため建築指導課の開発許可も必要であり、そちらも申請済みで許可見込みの予定でございます。6番は自宅進入路設置の転用案件です。7番はそば製造工場の除雪機械等を格納するための倉庫と液化

天然ガスタンク設置の転用案件です。7ページをご覧ください。8番はそば製造工場の物置の設置の転用案件です。9番は農業後継者別棟住宅の建築の転用案件です。10番は産業廃棄物収集運搬業の規模拡大を図るため、資材置き場及び駐車場を設置する転用案件です。11番は自己用住宅の建築の転用案件で、こちらも市街化調整区域での建物建設のため建築指導課の開発許可が必要でございまして、申請済みで許可見込みの予定です。以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案のとおりとなっております、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、今月は先ほどの4条申請も含めて、面積が30a、3,000㎡を超える、あるいは営農型太陽光発電施設設置の転用案件がございませんので、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件はございません。また、先月の総会で許可すべきものをご決定をいただき、県に進達いたしました8件の案件のうち、7件は許可済みでございますが、開発許可が必要な自己用住宅の建て替えの案件につきましては、まだ許可書は届いておりませんが、口頭で許可との回答はいただいておりますので、許可は間違いのないものと考えております。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から11番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から、1番から6番までお願いします。

関 地区調査会長 　取り下げのありました3番を除いた5件については、周辺農地の営農条件等に支障を生ずる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から7番と8番をお願いいたします。

岡村地区調査会長 　7番、8番ともに許可条件に適合しており、問題ありません。以上でございます。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から9番をお願いします。

北村地区調査会長 　番号9番ですけれども、将来、農業を引き継ぐために住宅を造るというものでありまして、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないことから許可相当と判断をいたしました。

議 長 　続いて、東部地区調査会長から10番と11番をお願いします。

北村地区調査会長 　11番は、お父さんの農地に娘さんが住宅を建てるということで、周りにも問題がないということです。10番につきましては、一応、産業廃棄物の運搬業者ということでありまして、調査会の中でもいろいろ話が出まして、この場所の周りに農家が5軒

ほどあるということで、要望書を出しながら7月にも話し合いをするようなことだということでありますが、調査会から出たのが、業者と行政書士の方に、絶対、産業廃棄物を置かないということを確認するための書類を作って交わしたらどうかというような話を出させていただき、そういうのを出せば問題はないということで、調査会で確認をしました。

議 長 これから質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第45号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしました。議案第45号は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、説明申し上げます。9ページをご覧ください。1番は令和元年11月11日に許可となっております仮設現場事務所と駐車場の一時転用ですが、変更内容・理由欄の記載のとおり、工事発注者から工事の増工と工期延長の申し入れがあったため、令和元年11月15日から令和2年8月31日までの一時転用期間を令和3年1月31日まで延長したいという計画変更申請です。以上、1件の変更について承認をいただくものですが、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番について、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

関 地区調査会長 特別問題がないということで、計画どおり進めてもらう、このような議論で判断いたしました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第46号を承認相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成が確認できましたので、議案第46号を承認相当と

農業政策課
小林係長

決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第47号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

お手元の資料、第5回農業委員会総会議案 農振除外等に係る意見聴取の1ページをお願いします。今回の農業振興整備計画の変更は農振除外が5件でございます。2ページですが、除外番号1 事業転用者、事業計画者、土地所有者ともに〇〇さん。除外申出地は松代町小島田〇〇、地目は畑です。事業計画内容は既存墓地の拡張で、除外面積は6.5㎡。土地改良区の受益地ではなく土地改良事業等の実施もありません。農地法は1種農地ですが、既存敷地の拡張で見込みあり。開発許可は建築物非該当のため許可不要となっております。また、除外5要件は全て満たしている状況です。その下の説明ですが、〇〇墓地を拡張するため農振除外の申出をするもの。なお、当該地は長野市保健所から墓地埋葬等に関する法律に基づく墓地等経営許可証を受けているものです。3ページは申出地の位置図で、大きく太枠で囲ってある上に斜線で小さくありまして、丸をしてある部分が6.5㎡の申出地の位置図です。4ページは既存墓地と拡張墓地の位置図で、申し出地の上側に〇〇、〇〇と太枠で囲ってある所が〇〇の今現在、既存している墓地です。その一部拡張という申し出です。5ページは拡張の計画図と共同墓地の全体図、6ページは墓地の基礎構造図ですので参考にご覧ください。今回は基礎の部分について、厚さ10cmのコンクリートを6.5㎡ほど敷き詰めて、墓地の建築に当たっての準備をするという申出でございます。

次に除外番号2 事業計画者は〇〇さんと〇〇さんご夫妻で、土地所有者は〇〇さん、除外申出地は七二会〇〇ほか2筆、地目は畑です。申し出地の詳細は1ページをご覧ください。事業計画内容は住宅敷地の追認、既に住宅地として使われているもので、除外面積は833.18㎡、土地改良区の受益地ではなく、土地改良事業の実施もありません。農地法は2種農地の非代替性で見込みあり、開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。また、除外5要件は全て満たしている状況です。その下の説明ですが、事業計画者は除外申出地にある古民家を住居、農業用施設、自家菜園等として借地利用しており、周辺でカフェや民泊を営んでいます。今回、土地の売買により当該地の一部が農振農用地であることが判明したため、改めて申出をするものです。次に8ページは申出地の位置図で、この斜線の部分が申出地です。9ページは土地利用計画図で、10ページの写真の撮影方法を示したもので、太線内の3筆が今回、

青地になっており除外の申し出地となっております。10 ページは現在の現況の写真となっております。

次に除外番号3 事業計画者は〇〇さん。土地所有者は父親の〇〇さん。除外申出地は真島町真島〇〇、地目は畑です。事業計画内容は農家分家住宅で、除外面積は424 m²。川中島平土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法は1種農地ですが集落接続で見込みあり、開発許可は農家分家住宅のため見込みありとなっております。また、除外5要件は全て満たしている状況です。その下の説明ですが、事業計画者は申し出者の次男で、妻とアパート暮らしをしていたが、長男の誕生により手狭になっており、また、両親が高齢になってきていて事業計画者が農業を手伝うためにも実家近くの当該地に農家分家住宅の新築を計画するものであります。なお、実家は長男が住む予定です。12 ページの斜線部分が申出地の位置図、13 ページは建物の配置図、14 ページは平面図、15 ページは立面図ですので参考にご覧ください。

次に除外番号4 事業計画者は〇〇、土地所有者は〇〇さん。除外申出地は村山〇〇、地目は田です。事業計画内容は既存施設の拡張で、除外面積は1,355 m²。長野平土地改良区と善光寺平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地の既存施設の拡張で見込みあり、開発許可は建築物がないために許可不要となっております。また、除外5要件は全て満たしている状況です。その下の説明ですが、事業計画者は主に自動車の板金塗装及び整備業を営んでおり、既存敷地は事務所、整備工場、塗装作業場、修理車両及び部品置き場、従業員、会社用車両駐車場等として利用しているが、事業拡大により敷地が手狭となり、車両の縦列駐車を余儀なくされ業務に支障をきたしているため事業敷地を拡張して業務の効率化を図りたいものです。なお、計画地は路盤改良し、砂利敷きの予定となっております。17 ページの斜線部分が今回の申出地として、右側と道路挟んで南側、既存と書いてあるこちらが現在の社屋とか車両が置いてある場所です。18 ページは既存の計画の配置図で、左上の太線内が今回の除外申出地となっております。左側に概要図がありますが、このような形で既存と申請地の位置図が確認できるような形となっております。19 ページが路盤の構成図です。この右側の既存の駐車場部分と書いてある現在あるものについてはアスファルト舗装ですが、新設駐車場については砂利敷という申請です。

次に除外番号5 事業計画者、土地所有者ともに〇〇さん。除外申出地は信更町高野〇〇、地目は畑です。事業計画内容は

資材置き場及び駐車場で、こちらは既に使われておる追認で、除外面積は 267 m²、土地改良区の受益地ではなく土地改良事業等の実施ありません。農地法は 1 種農地ですが、既存敷地の拡張で見込みあり。開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。その下の説明ですが、申し出地は事業計画者宅の隣地で、傾斜地のため頻繁に土砂崩れにより水田への水路を塞いでしまう状況であったため、石積みで土留めを始めており、その自営工事のための石と重機のバックホー 2 台を置いて利用している。工事完了後は農業等で使用するバックホーや農業用機械の駐車場として利用する予定である。農用地区域からの除外が必要という認識がなかったため、今回、改めて申し出をするものです。21 ページの斜線の部分が申し出地の位置図、22 ページは現況図で、その中の太線が今回の除外申出地となっております。23 ページは現況の写真ですので参考にご覧ください。

除外については以上 5 件ですが、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは各地区調査会から検討結果について報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から 4 番、お願いします。

関 地区調査会長 問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から 2 番をお願いします。

岡村地区調査会長 除外番号 2 番ですが、除外 5 要件に適合しており問題ないと判断をいたしました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から 3 番をお願いします。

北村地区調査会長 3 番ですけれども、高齢者になった両親の農業を手伝うための分家住宅ということで、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないことから、問題ないと判断をいたします。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から 5 番をお願いします。

村田地区調査会長 5 番は、ここに書いてありますとおり、傾斜地でこのような工事をせざるを得ないというような状況だと思しますので、問題ないと判断しました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から 1 番をお願いします。

北村地区調査会長 除外番号 1 番であります。既存のお墓の拡張ということで、条件等問題なしということで判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問等がございませんので採決に入らせていただきます。議

案第 47 号の除外案件について、除外することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。議案第 47 号の除外案件につきましては除外することが相当であると決定し、長野市長に意見を提出いたします。

続きまして、議案第 48 号 非農地決定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 48 号 非農地決定について説明を申し上げます。農地法等の議案の 11 ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映します。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができます。

12 ページの下段をご覧ください。欄外に集計が載っておりますが、今月、決定いただくものは 47 筆、13,812 ㎡、約 1.3ha でございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようなので採決に入ります。議案第 48 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 48 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 49 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて を議題といたします。本件につきましては、今月の各地区調査会で農業政策課から説明をいただき、検討していただきましたが、改めて見直しの目的と内容について説明をお願いします。

農 業 政 策 課 地区調査会でご覧いただきました資料 4 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて で説明いたします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤の強化の促進に関する法律に基づきまして策定しております。本市におきましては平成 7 年に策定し、概ね 5 年ごとに見直しを行ってきております。今回、長野県の基本

方針の見直しに伴いまして本市の基本構想を見直しするものでございまして、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により、調査会で農業委員会の意見をお伺いいたしました。見直しの内容につきましては資料のとおりでございますが、同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、各地区調査会で検討いただいたかと思っておりますので、これから見直しの内容に関わる修正事項、それから同意に対する是非について、検討結果を各地区調査会長から報告をお願いします。初めに北部地区調査会長からお願いします。

関 地区調査会長 原案のとおりでよいという意見になりました。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いします。

岡村地区調査会長 見直しの部分につきましては、この構想でよいということで同意の判断をいたしました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 調査会で議論いたしました。農業経営基盤強化促進法は認定農業者を中心にした法律であることは重々承知しておりますけれども、基本構想が、効率的かつ安定的な農業経営に期待し、農業の将来を託しているということでもありますけれども、これまで本市の農業生産と地域社会を支えてきたのは、本市の大半を占める家族経営と兼業農家なのではないかということがあります。そのため、こうした実態を直視して、効率的かつ安定的な農業経営体と家族経営、兼業農家、これを本市農業発展の両輪というような位置付けをしていただいて、家族経営、兼業農家が今後も生産継続できるという目標を示していただければ、参考資料としてでも示していただければいいのではないかなという意見です。農地の利用に占める面積シェアは50%というように本市は決めておりますので、これは両輪ってというような意味合いもあるのかなと理解をいたしました。

もう一点は、効率的かつ安定的な農業経営における所得目標額を、結論として年間500万相当と置いておりますけれども、その所得算出のプロセスを明示していただければ、農家が自らの経営改善に十分に参考にできるのではないかな。そんなことをご検討いただければと思います。

議 長 ただ今、中部地区調査会長から2件の意見を提示いただきました。続きまして、南部地区調査会長、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会では、原案のとおりでよろしいという意見です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 調査会で2点ほど意見が出されました。資料見ていただきたいのですが、まず1点目、今後の農業の基本的な方向という部

分です。これは4ページの部分であります、一応、旧の中には中山間地という言葉がしっかり書かれていました。それが今回見直されて、中山間地という言葉がなくなってしまったということでもあります。長野市でも中山間地域が大部分を占めているというようなことで、中山間地域の兼業とか家族的な農業経営の位置付けってというのは避けて通れないっていう部分がありますので、できたら中山間地という部分の言葉を入れてもらえればいいという意見が出されました。私、調査したことあるのですけど、空中写真で200m四方の土地に何が植わっているか調べたときに、ある所へ行きましたら、4町歩が全て不作地というような感じの現状でした。中山間地は相当の部分が耕作放棄地になるのですが、もう農業ができるような土地ではなくなっているような部分がありますので、ここら辺の改善については大切かなという部分です。

2点目ですが、地域振興方向のあり方ということ。これについては一応、今回、書かれた部分では①の部分のグループ化の再編が必要ということで、1番、北部地区とか西部地区、南部地区、南東部地域、あと中心地域及び周辺平坦地域という部分で囲われているんですが、平坦の所の中に長沼とか豊野とかあるんですが、これについては農業を振興している地域じゃないかというようなことで、見直し案として下の所に、①ということで集落持続型農業振興地域が8地域、②番として農業振興型地域が10地域、それと③番ということで都市型農業振興地区ということで14地区ということで、このような内容に見直したらどうかという意見であります。

議 長 　ただ今、2つの調査会から意見を出していただきました。皆さまのお手元に回答案の資料が配布されていると思いますけども、これらの内容を含めて意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 　特別ございませんか。それでは回答案につきまして確認をします。長野市農業委員会といたしましては、基本的には同意をしたいと思いますが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、農業委員会が出された大きく分けて4つの意見を添付して、今後の見直しに反映していただけるよう要望し、この内容を農業政策課に回答したいと思いますが、そんな内容でいいかどうかの採決を採りたいと思います。他に意見がありませんので採決に入ります。回答案につきまして賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 それでは、回答案を名々確認いただきましたので、これをもって農業政策課に回答とさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、及び報告第 16 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2 a 未満)の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告申し上げます。農地法等議案の 13 ページをご覧ください。番号 4 番から 14 ページの 9 番までの 6 件でございます。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用届でして、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等、特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告申し上げます。議案の 15 ページをご覧ください。番号 15 番から 18 ページの 28 番までの 14 件です。これも同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届でして、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第 16 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2 a 未満)の届出について、報告申し上げます。議案の 19 ページをご覧ください。番号 1 番から 5 番までの 5 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 a 未満であり、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容については記載のとおりでして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

以上、報告案件の 3 件について説明いたしました。

議

長 ただ今、事務局から報告第 14 号、第 15 号及び第 16 号について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議

長 質問がないようです。報告案件でございますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

以上で農地法等に係る事項についての議事を終了します。

次に、その他の農業委員会業務にかかる事項について審議をいたします。最初に議案第 50 号 農業法人出資・経営支援審査委員の推薦について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 お手元の資料 2、議案第 50 号 農業法人出資・経営支援審査委員の推薦について をご覧いただきたいと思います。こちらは市農業公社から依頼がありまして、農業法人出資・経営審査委員会の委員を推薦いただきたいというものです。3 枚目に、この委員会の設置要綱と昨年度の名簿が付いておりますが、主には農業法人に出資検討する際に必要が生じたときに年 2 回程度開催するというものでして、前回は、農作業料金等検討委員会の委員になっていただいた地区調査会長を推薦した経過があります。それによりまして、3 番に農業委員会が推薦する委員ということで記載してございますが、別紙 2 枚目に 3 月の総会のときに出した資料を付けてございまして、その 8 番で市農業公社の農作業料金等検討委員会の委員ということで、北村東部地区調査会長を推薦しておりますので、こちらの委員につきましても北村調査会長になっていただきたいと考えております。事務局からは以上ですが、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより審議に入ります。議案第 50 号に対する意見、質問がございましたらお願いします。

【質疑なし】

議 長 ありませんので採決に移ります。議案第 50 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認できましたので、議案第 50 号は原案のとおり決定いたします。北村正彰委員には大変ですけれども、よろしく申し上げます。

続いて、報告第 17 号 東外環状線建設促進期成同盟会理事の選出について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 お手元の資料 3、報告第 17 号 東外環状線建設促進期成同盟会理事の選出ということで、こちらにつきましてもは所管である建設部道路課より依頼がありまして、推薦いただきたいというものであります。別紙に期成同盟会の概要、また昨年度の役員名簿を載せてございますが、沿線地区を担当する農業委員を推薦しておりまして、令和 2 年度につきましても 3 番にございますが、今までの構成を基本として、沿線地区を担当する農業委

員を推薦したいと考えており、更北の中部地区調査会長、北村委員さん、それから更北の鈴木委員さん、あと大豆島地区で田中委員さん。それから柳原の北部地区調査会長、関委員さんを推薦したいと考えております。

なお、こちらは昨日、総会が終わっております、皆さまには報告という形になりますがよろしくお願ひします。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、既に昨日、会議が開催されたということでもあります。これに対する質問等、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　報告案件でございます。当然、沿線の農業委員が関わっていただくようになり、了解をいただいていると思っておりますのでよろしくお願ひします。ご苦勞ですが活躍を期待しております。

以上で予定しておりました議事が終了しました。これで私の議長の仕事が終わらせていただきます。委員の皆さま方のご協力ありがとうございました。

曾根会長代理 　青木会長、議長の役、お疲れさまでした。

以上で本日の議事は終了となりました。全体を通しまして、皆さんから何かありましたらお願ひしたいと思ひます。

【発言なし】

曾根会長代理 　なければその他に入ります。農業政策課より説明をお願ひしたいと思ひます。

農業政策課
小林係長 　今、お配りしました資料で説明をさせていただきます。昨年10月の東日本台風災害による農業用施設の再建に伴う農振農用地の軽微変更等についてですが、農業用施設の再建について、農振農用地内の対象施設のほとんどが今まで軽微変更の手続きをしてなかったため、今回、再建に当たり、その手続きが必要となってきております。ご承知のとおり、農業施設は農振除外ではなく青地のままで用途変更という手続きが必要になるんですが、今回、その手続きが必要となってきております。災害対応ということで再建が急がれているので、県の方に災害特例で許可不要にはならないのかという確認をしているんですが、回答としては通常どおりやってくださいという内容で、手続きが必要となってきます。本市では、これまで農振農用地に農業用倉庫等を建設する場合は、農業委員会の総会で意見聴取をして軽微変更の決定をしておりましたが、今回は早期再建が求められていることと、補助事業で実施することから、令和3年2月1日までに完成しなければならないという条件があり、そのためには軽微変更の決定を一日も早くする必要があります。農振法では、農振除外は農業委員会の意見聴取が必要と

なっておりますが、軽微変更は不要となっているものの、本市では今まで運用により意見聴取を行っていた経緯があります。農業委員の皆さんにもこのような用途変更という状況を知っていただくという中で、長野市では意見聴取を行ってまいりました。今回の件に関しましては、農業政策課でも職権での軽微変更や一括申出など、農業者の負担を軽減するための対応を検討しておりますが、被災者の復興を支援するため、農業委員会においても意見聴取ではなく総会での報告に審議方法を変更させていただきたいというお願いです。こちらの枠組みでございますが、こちらは再建場所、農振農用地内だけ、青地の中だけの再建の棟数でございます。長野市全体で 28 カ所、28 棟が青地の中で再建がありまして、調査会別では圧倒的に北部が多く、北部地区が 27 棟、南部地区が 1 棟です。今後の予定の案でございますが、今日の総会で軽微変更の意見聴取から報告について承認をいただければ、今後は、軽微変更の決定通知書なるべく職権等、農業者の手間のかからないような形の申請の中で決定通知を早くお出しし再建に入っていただく。そして7月の総会以降とありますが、8月、9月とかになるかもしれませんが、決定通知を出した後、軽微変更の報告をこの場でさせていただきたいというものです。よろしくお願いいいたします。

曾根会長代理

ただ今、東日本台風災害による農業用施設等再建に伴う農業振興農用地の軽微変更について説明がありましたが、この件につきまして意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

【質疑なし】

曾根会長代理

事業がスムーズに進めるようにお願いしたいと思います。
では、事務局より連絡等ありましたらお願いします。

竹下事務局長補佐

次第一番下に書いてあります、今後の日程について説明をさせていただきます。次回、第6回総会ですが、7月31日金曜日を予定しております。午後1時半からということで、第2庁舎10階の会議室203ということで、よろしく申し上げます。裏のページをご覧くださいと思いますが、上段に7月のそれぞれ地区調査会の日程があります。ご覧をいただきたいと思います。それから下段に今後の会議の日程ということで、それぞれ毎月、役員会、総会があるわけですが、その他に7月につきましては7月20日、管内の視察研修を予定しております。参加される委員の皆さんには、よろしくお願いいいたします。それから4番になりますが、長野市議会農林業振興対策特別委員会との意見交換会ということで、これは役員の皆さんになりますけれども、8月6日の午後1時半からということになっておりますので、よろしくお願いいいたします。それから6番にな

りますが、北信5市の農業委員研修会につきましては、新型コロナの関係もありまして、今年度は中止とさせていただきます。この研修会につきましては、来年度また長野市が当番ということで、開催を検討していきたいと思っております。今後の予定につきましては以上ですが、よろしく申し上げます。

曾根会長代理 以上をもちまして第5回の総会を終了といたします。お疲れさまでした。